

スルガVisaカード会員規約

| 条文                |         | 改定後  | 改定前  |
|-------------------|---------|--|--|
| 第4条（届出事項の変更等）     | 第1項     | 1. 当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、 <u>国籍、在留資格、在留期間</u> 、取引を行う目的、及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定めるときを除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出又は電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出します。  | 1. 当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、 <u>(追加)</u> 取引を行う目的、及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定めるときを除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出又は電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出します。 |
|                   | 第7項     | <u>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間について届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</u>  | <u>(追加)</u>  |
| 第11条（カードの再発行）     | -       | 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が <u>当社所定の方法で届出を行い</u> 、当社が適当と認めたとときに限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払います。  | 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が <u>当社所定の届けを提出し</u> 当社が適当と認めたとときに限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払います。   |
| 第13条（会員補償制度）      | 第1項     | 省略<br><u>⑦ 会員が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u><br><u>⑧ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u><br><u>⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u><br><u>⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害</u>   | 省略<br><u>(追加)</u><br><u>⑦ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u><br><u>⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u><br><u>⑨ その他本規約に違反する使用に起因する損害</u>                    |
| 第14条（カード利用の一時停止等） | 第8項、第9項 | <u>8. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施または実施しようとする場合であって、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ及び海外キャッシュサービスの全部又は一部の利用を停止することができます。</u><br><u>9. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u> | <u>(追加)</u>  |
| 第24条（期限の利益の喪失）    | 第2項     | 2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第25条第1項の規定（ただし、第25条第1項第6号・第7号・第8号の事由に基づく場合を除く）により会員資格を取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払います。   | 2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第25条第1項の規定（ただし、第25条第1項第7号・又は第8号の事由に基づく場合を除く）により会員資格を取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払います。 |
|                   | 第4項     | 4. 本会員は、第25条第1項第7号又は第8号の事由に <u>該当したことが判明した</u> 場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払います。  | 4. 本会員は、第25条第1項第7号又は第8号の事由により <u>会員資格を取り消された</u> 場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払います。  |
| 第25条（会員資格の取消し）    | 第3項     | 3. <u>当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u><br>4. (以下、省略)<br>5. (以下、省略)<br>6. (以下、省略)   | 3. <u>(追加)</u><br><u>以下、項番修正</u>   |

|                |      |   |  |
|----------------|------|---|--|
| 第34条（リボルビング払い） | 第1項② | ②いつでもリボ:事前に本会員が申し出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用代金が、（以下、省略）  | ②いつでもリボ:事前に本会員が申し出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用が、（以下、省略）   |
|                | 第2項  | 2.本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払コースとして元金定額コースを指定した場合は、支払コースを指定した際に指定した金額（5千円、又は、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たない場合はその金額）又は当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払います。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額又は減額できます。また、入会時において、会員は支払コースを元金定額コースと指定したとみなします。 | 2.本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払コースとして元金定額コースを指定した場合は、支払コースを指定した際に指定した金額（5千円、又は、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たない場合はその金額）又は当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払います。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額又は減額できます。 |
| 第38条（支払停止の抗弁）  | 第1項② | ②商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。  | ②商品等に瑕疵（欠陥）があること   |
| <ご相談窓口>        | -    | ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社に返却してください。  | （追加）   |